

令和4年10月支給分から児童手当の制度が一部変更となります。

大切な2つのお知らせです。必ずご確認ください

1 児童手当特例給付の支給について所得上限額が設けられます！！

⇒所得額により特例給付の支給がされない方が発生します。

2 現況届の提出が原則不要となります！！

⇒毎年6月に提出していた現況届が不要になります。

※提出が必要な一部の受給者については、裏面(2)アをご確認ください

〇上記変更事項の詳細について

(1) 所得制限限度額・所得上限限度額について

令和4年10月支給分(令和4年6月分)から、児童を養育している方の所得が下記表の②以上の場合、児童手当・特例給付は支給されません。【ご注意ください】

※児童手当等が支給されなくなったあとに所得が②を下回った場合は、改めて認定請求書の提出が必要となりますので、ご注意ください。

※児童を養育している方の所得が、下記表の①(所得制限)未満の場合、児童手当を、所得が①以上②(所得上限額)未満の場合、法律の附則に基づく特例給付(児童1人あたり月額一律5,000円)を支給します。

扶養親族等の数 (カッコ内は例)	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の 目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の 目安 (万円)
0人 (前年末に児童が生まれていない場合等)	622	833.3	858	1071
1人 (児童1人の場合等)	660	875.6	896	1124
2人 (児童1人+年収103万円以下の配偶者等)	698	917.8	934	1162
3人 (児童2人+年収103万円以下の配偶者等)	736	960	972	1200
4人 (児童3人+年収103万円以下の配偶者等)	774	1002	1010	1238
5人 (児童4人+年収103万円以下の配偶者等)	812	1040	1048	1276

※ 扶養親族の数は、所得税法の同一生計配偶者及び扶養親族(里親委託など、施設等入所児童は除きます。以下、「扶養親族等」といいます。)並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。扶養親族の数に応じて、限度額は、1人につき38万円(扶養親族等が同一生計配偶者(70歳以上のものに限ります。)又は老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額となります。

※ 「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

(2) 現況届の省略について

ア 館山市では、令和4年度現況届から受給者の現況を公簿等で確認することで、現況届の提出を原則不要とします。

ただし、以下の方は、引き続き現況届の提出が必要です。

- ① 配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が館山市ではない方
- ② 支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- ③ 離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ④ 法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
- ⑤ その他、館山市から提出の案内があった方

イ 以下の変更事項があった方は市町村に届出てください。

- ① 児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- ② 受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき（他市町村への転出や海外への転出を含む）
- ③ 受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
- ④ 一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
- ⑤ 受給者の加入する年金が変わったとき（受給者が公務員になったときを含む）
- ⑥ 離婚協議中の受給者が離婚をしたとき
- ⑦ 国内で児童を養育しているものとして、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき

公務員の方へ！

公務員の場合は、勤務先から児童手当が支給されます・

以下の場合は、その翌日から15日以内に現住所の市町村と勤務先に届出・申請をしてください。

○公務員になった場合

○退職等により、公務員でなくなった場合

○公務員ではあるが、勤務先の官署に変更があった場合

※申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

問合せ先

館山市役所社会福祉課（こども課内） 児童手当担当

TEL 0470-22-3750（係直通）